

尼崎市立生涯学習プラザを利用する皆様へ

生涯学習プラザは、生涯学習及び自治のまちづくりを支える拠点です。

市民が生涯にわたって教養の向上等を図り、また、お互いに協力しながら学びを活かした活動ができるよう、施設職員をはじめ、市の職員も学び、ともに活動していきます。

生涯学習プラザを使用される皆様におかれましては、気軽に立ち寄り、学びや活動を目的に使っていただくことはもちろん、他の利用やグループとの交流、また、地域での発表・活動の機会を増やすことなどにも、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、多くの皆様に気持ちよく使っていただくために、以下の点にご留意ください。

貸室の利用について

- - ・ 利用区分は、午前（午前9時～正午）・午後（午後1時～午後5時）・夜間（午後6時～午後9時）です
 - ・ 机・壁・柱・扉等に釘類を打たないでください。案内図などの貼り紙が必要な場合はご相談ください
 - ・ 利用終了時には、移動させた机・椅子は元の状態に戻してください
 - ・ お貸した器材等は必ず施設窓口に返却し、職員の指示に従ってください。施設の備品や食器等を破損した場合には、原則として弁償していただきます

- 1 次のような利用はお断りしています
 - (1) 商品販売を主たる目的とした利用
 - (2) 学習塾、資格取得を目的とした教室
 - (3) 不特定多数への布教活動（いわゆる宗教活動）
 - (4) 結婚式、葬式（他の利用者への配慮）
 - (5) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるもの
 - (6) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるもの

※このほか、市主催講座等の実施がある場合、施設の設備・機材の関係から利用をお断りする場合があります。また、暴力団を利することはできません

- 2 3名以上での利用を重視する中で、個人または構成員が2人以下の団体・グループは、予約申込の開始は、一般の3名以上のグループの利用と比べ、1ヶ月遅れとなります。

また、3人以上の団体・グループで、当日2人以下の利用が続く場合は、個人または構成員が2人以下の団体・グループに変更していただきます。

- 3 次のような利用については、営利に関連する利用として、使用料は2倍となり、かつ予約申込の開始時期も1ヶ月遅くなります（抽選申し込みには参加できません）
 - (1) 会社・企業等が行う採用試験（健康診断含む）、入社式、社員研修（実務等）、社員会議等
 - (2) 会社・企業等が行う展示会、説明会（誓約書の提出をお願いします。）
 - (3) 過度な受講料や教材費を徴収する場合（利益が生じ、かつ個人に還元するもの）
 - (4) 文化教室（利益が生じ、かつ個人に還元するもの）

- 4 利用許可（営利や半額減免の適用等）についての疑問は、事前に施設までお問い合わせください

- 5 活動の内容が次のようなものを含む場合は、事前に窓口にご相談し、利用許可申請時に、届出書等の提出をお願いします。
- (1) ハザー・不要品交換会、営利団体以外による公益的な物品販売（販売内容計画書・販売内容報告書）
 - (2) 飲食・飲酒を伴う利用（活動内容届出書）
 - (3) 政治及び宗教関係の利用（活動内容届出書）
ロビーや廊下など共用部分で他の利用者に対し、当該団体(その他関連団体)への勧誘や宣伝及びそれらの疑念を抱かせるような行為等は出来ません。
※ 例：政党や政治団体、政治家個人名および写真やロゴが記された旗、ポスター、政治活動用ビラ掲示、貼付、配布等（公職選挙法に基づく個人演説会のポスター、立札及び看板の類の掲示を除く）
また、宗教関係の利用については、不特定多数への布教活動など、いわゆる宗教活動は出来ません。
 - (4) 文化教室としての利用（文化教室等内容届出書）
 - (5) 個人または構成員が2人以下の団体・グループ（活動内容届出書）
- 6 使用料未納のまま当日利用されなかった場合、その日から2ヶ月間の生涯学習プラザの新規予約を制限させていただくことがあります（抽選を含みます）。取消がある場合には、他の団体が利用できるよう、できるだけ早く、ご連絡をお願いします。
- 7 利用状況を確認するために、施設の職員等が活動中の部屋へ伺う場合があります
- 8 団体情報（代表者、連絡者など）に変更があった場合は、速やかに報告してください。

その他施設の利用に関して

-
- 所定の場所以外には立ち入らないようお願いします
 - 所定の場所以外での飲食や、所定の場所以外での許可を受けない火気の使用はしないでください
 - 建物や設備を破損した場合には、施設窓口まで申し出てください
 - 騒音を発すること(大声等含む)や危険物等の持込、他の人に迷惑を及ぼす行為はおやめください
 - ロビーや廊下など共用部分での営利活動はできません（許可を受けた場合を除く）

- 次のような場合には、入館をお断りすることがあります
- (1) 感染性の疾病があると認められる場合
 - (2) 酩酊している場合
 - (3) 他の人に危害を及ぼし、または迷惑になる物品を携帯している場合
 - (4) 施設職員が行う、施設の管理上必要な指示に従っていただけない場合

ご理解とご協力、よろしくお願いたします。